弘前市アメリカシロヒトリ防除用噴霧機貸出要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、アメリカシロヒトリの大量発生を防止するため、弘前市所有の噴霧機の貸し出しについて必要な事項を定めることにより、地域ぐるみで防除の徹底を図ることを目的とする。

　（噴霧機の貸出し等）

第２条　市長は、市内において、共同防除を行おうとする地区町会連合会又は町会に対し、無償で防除用の噴霧機を貸し出しするものとする。

　（噴霧機の借受け等）

第３条　噴霧機を借り受けしようとする地区町会連合会又は町会（以下「申請者」という。）は、弘前市アメリカシロヒトリ防除用噴霧機借受申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。なお、市長は前記の申し込みがあった場合は、この可否を決定し、申請者に通知するものとする。

２　申請者は、噴霧機を借り受けたときは、弘前市アメリカシロヒトリ防除用噴霧機借用証書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

３　噴霧機は、原則として、噴霧機を借り受けた者（以下「借受者」という。）が市が指定する場所へ引取り及び返却を行うものとし、引取り及び返却に要する費用は借受者が負担する。ただし、市長が必要と認めた場合、市が配達及び回収を行う。

　（貸出期間）

第４条　噴霧機を貸し出す期間は、当該年の６月から１０月までの間の必要な期間とする。

　（貸出要件）

第５条　借受人は、次の事項を遵守しなければならない。

　(1) 噴霧機及び薬剤の使用にあたっては、適正な使用方法を遵守し、安全に作業するとともに第三者へ損害を与えてはならない。

(2) 噴霧機は転貸しないこと。ただし、地区町内連合会が構成町会へ貸出す場合はこの限りではない。

　(3) 噴霧機を営利目的に使用しないこと。

　(4) 噴霧機及び使用した薬剤による事故、トラブルは、借受者で処理すること。

　(5) 噴霧機の滅失及び毀損の場合は、市長へ報告するとともにその指示を受けること。なお、原因が目的外に使用し、又は故意によるものと判断されるときは借受人において負担しなければならない。

　（燃料及び薬剤の費用負担）

第６条　燃料及び薬剤の費用は、借受者が負担する。

　（実績報告）

第７条　借受人は、共同防除が完了したときは、防除実績を市長へ報告するものとする。

　（利用の限度）

第８条　第５条の規定に違反したとき、又は市長がその他不適当と認めた場合は、貸出しを中止することができる。

　（補足）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

　この告示は、平成２６年　月　日から施行する。